

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月14日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第5号

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例（令和5年2月17日議会条例第1号）の一部を次のように改正する。

第53条、第54条及び第55条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。